

元京北第一小学校メディアルームの活用に係る公募型プロポーザルに関する質問と回答

NO.	質問	回答
1	プロポーザル申請者がスタジオの施工に関して専門的な施工知識・技術が必要な場合に、工務店等専門業者へ依頼することが可能か？またその場合に施工業者は事前に選定をしてプロポーザルに明記する必要があるのか？	一部の業務を工務店等の専門業者へ依頼いただくことは可能です。プロポーザル応募資料内に業者を明記する必要はありませんが、第三者に再委託する必要がある場合は、本市の承認が必要です。
2	提出する見積は使用する予定の資材など詳細までの記載が必要になるのか？(大まかに資材費〇円、仮設壁一式〇円などでも大丈夫なのか)	見積書には資材の種類まで記載いただく必要はありませんが、資材費等、内訳が分かるよう記載してください。
3	業務完了報告書とは具体的にどのような書類が必要になるのか？	業務名・契約年月日・委託料・履行期間・完了年月日に加え、どのような活用を行ったか、文章や写真(整備前・後等)を交えて報告書を作成してください。 (様式不問)
4	見積から実際の費用に増減が生じた場合は認められるのか？	原則、見積額の変更はできません。 ただし、契約協議において本市が特別に認める場合は、見積書の再提出を行い、提案上限額の範囲内で契約を締結するものとします。
5	スタジオ施工を行なう際に安全性を考慮し床や梁などへ金具を打つことは可能か？	施設の構造に支障がなく、原状復帰が可能な範囲でお願いします。
6	活用計画に「当該スペース活用期間中は、京北地域との交流(ワークショップ等)を定期的実施」とあるが、これは本プロポーザルの契約期間中(2024年3月末)からワークショップを行なうことも想定しており、費用として計上可能なのか？それともスタジオ整備後に協働事業者自身で計画・実施することを求めているものか。	スタジオ整備後に事業者自身で計画・実施することを求めるものです。委託金額にはワークショップ等を企画・開催する経費は含まれないため、ワークショップ等の実施に係る費用は事業者の負担となります。